

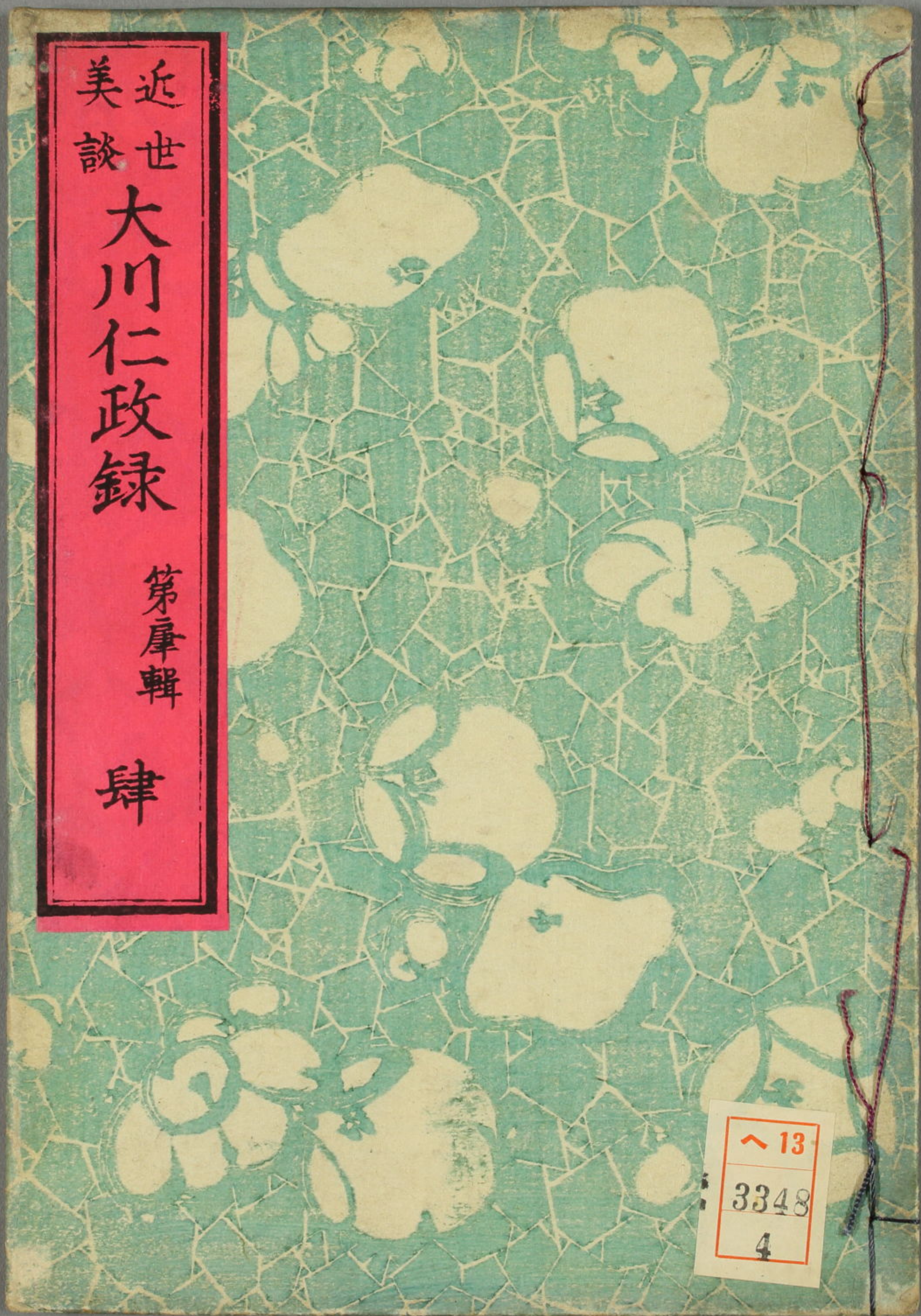


近世
美談

大川仁政録

第肆輯

肆



~ 13
3348
4



門へ13
3348
巻

近世 美談 大川仁政録 犀輯卷之四

松亭主人著

大正十年八月廿九日
本學出版部 贈

於 榊 貞 節 の 話

借も松葉谷喜八の家父平兵衛ハ下総國栗橋駅へ道と急ぎ程々
穀物屋吉右門方へ尋ゆれば善兵衛が書状と出不俵ハ鎌倉浅生ケ
原町平兵衛といふ者ありが御主人御在宅ニ候り御賢息吉之助
殿義ニ付御面謁の上御相談申上度態々罷越侍ると聞て店頭
此趣主人へ告ぐれば吉右門出迎へ双方互ニ初面會時候の應接
畢て吉右門平兵衛と奥饗席へ伴ひ色々酒飯と以饗食られ平
兵衛曰愚僕支配罷在処の店ニ煙草屋喜八と申者以前ハ足下小

大川仁政録 犀輯卷之四

勤仕罷在侯者の由此喜八義此度不慮の災難いっせとやとくうらく火附盗賊の疑
 又陥入り然る処初突ハ御賢息吉之今殿ゆかり其子細ハ亦々々
 長谷寺観音又於吉之今との又喜八御出會申委細と兼りとへる
 処吉之今との身持不持とらふく大金と費され侯ゆ人嚴又君の怒
 又因て父子の因と断とぎは侯ゆへ立寄方もこれ無く遠方又暮
 其夜既ハ花水橋より身と没て溺死せんとりりり時折ときどきく
 恋ケ窪の幫闖の五八といハ者通り懸是を見附抱かかり助られ
 て五八の方又食客の趣と吉之今とのと契と深く結むすばれりりり
 花扇屋司婦といハ遊妓の聞より衣服日々の雜費金追送り勤
 の身とて吉之今との又不自由ふじゆうを密養由と喜八兼り然しかる云

猶々御勘當の佗の妨何分愚僕宅へ御越有て暫く御不自由
 何れが却かえり御佗の為ありとい慰め吾家へ誘ひ飯いひでも喜
 八更も度々類焼たきハ附夫婦が朝ゆハの糊口かひぐちさハ六ヶ敷仕直又
 て着せすきとと寐ねさす夜夜の物ものさるは是又依より是非せひハ
 妻と水仕勤又遣つかし給金前借と以て夜着蒲團と調へ
 何れが何角又付ても幼主の不自由又勘當の佗の種くさねも
 とととハいハ魂たまハ隣郷りんきやうあり質屋源右門方へ夜盗やとうハ竊ひそび
 入いり処以前又開りわある強盗喜八の盗賊とうぞくとハ突とつと聞きと大おほき
 又衣えハ盗合ぬすあひせり金子三百兩貫いんぎんひりりといハ申まん相あ互ひす既
 以定刑いぢやうけいハ極ごくすの申まん夫又恋ケ窪より遊妓司婦ハ他ほかへ身脱

りんと有と辞吉之ぬどよと慕ひ竊又逃来りりり処喜八
 召捕りて往と兩人が見て活てぬとつゆみぬりく又差田
 私亭は潜居り初突の御賢息の人のとるれび万乞御慈悲御
 憐愍の願ひ喜八が冤の罪と助度御相談の為詞候仕と聞
 て吉左門夫婦は大きに驚と其懇情と厚く謝し吉左門曰く
 息と絶交致せしも全く當座懲りぬの為ち其五八と申し聞
 小似合ぬ実義の者ち又其傾城も優しき心底の女なり尤様は
 実義の婦人なり假令傾城遊妓なりとも苦め脱身し吉
 之今又誓娶申度存る処なり万乞足下へ万端御任申べの間
 よろしく執事賜りたりと有れば平兵衛其儀何より以寂

易き支ちりかあつ心と旁し給及及及其儀へ免も角眼前
 喜ハリ難儀と救はんと無実の罪は陥て救さるる冥府取捨
 も黄白は應どとらと此し雑費は喜八の助命も得た死
 事有ぬべし万乞火罪と道と遠島くも夏海りくも心配と以
 助得とせし希へ録府へ御同道りと御出府有と申されば吉
 左門諾と御衣の仰兼知仕りるる黄白は何れど雑費有ても
 苦しく何分宜しく御頼申上と聞て平兵衛の安心よ及
 吉左門早々支度有て一僕と召具し平兵衛も同道通駕よ
 録倉へ来り評定衆二階堂左門尉政行候へ兼て吉左門
 館入有て毎般意借金とも差上あり処の縁と以泰館よ及び

この般浅生ヲ原町家主平兵工店ニ任居罷有煙草屋喜八ト申者
 這般浅生ヲ原町家主平兵工店ニ任居罷有煙草屋喜八ト申者
 亦々ト助命ト御願申上度ト委言ナリ願われども大門尉殿
 肩ト頻りゆひ你ト適の歎願残念なり今些一疾く我一方
 もりてさるれとも寂早刑定許状も下りたりは為るは
 との對言ト聞え吉九門平兵工の兩人ト當惑及及び金方
 暮ららるる詮とんべんれ暇と告て二階堂の邸ト出打連
 て浅生ナ原町平兵工住家又飯額と合て免や角やせんと密
 談數刻又及びたる折テ喜八女房於梅が飯りく折
 たりと此度穀物屋の主人御出府の二五二十と語聞せたる却説於
 梅へ今進飯り一話の先般喜八と召捕へ大川侯へ差出たり

非常改方冲田豊前侯の属下片山友之進といへる二百五十石頂戴
 する邸は水仕りの喜八の妻於梅の眉目艶々此友之進無妻
 しく閑寂しく又恋慕有て口説といへども此於梅に至て
 貞操する婦人なり決して従はば夫の身の許しなむ
 たりといふので辞々々と友之進或は威し又は欺き又ハ咳
 しくおとすれども喜八といふ夫の内の内へとつ侘びて一寸道は脱
 んと志んが一時友之進於梅に茶を汲せ茶臺に載て持来
 りたる時其掌と搦て吾是程は你と執心くさぬぐ又口説く
 とも夫の右故従ひがじと辞くへまとも自然夫が無んば従哉
 とつきて於梅は差俯向て返答ありれば友之進曰汝は夫が

右と思や夫へ寂早き身なれは速く吾も処へ従へしと
つたれは於謀へ不測の眉を頻め何故又夫あしとや仰ら
や不審さよと尋らる

友之進於謀を口説話

借も於謀へ友之進に夫あしと云きて何が又又妾又夫あしと
仰りもつらや喜八と申夫あしと相違はしと詞言はれは友之
進曰其方夫喜八更へ火附盗賊とあせしゆへ近々定刑又行る
へ其妻の汝あれは同罪をりとし共吾方よ居ると以深く
隠し今日追ひ恙あしく召控へ置らるも全く某が恩恵より依
て吾も従へし処詮喜八の助うぬ命をりとりられば於

梅へ大さく驚と心の内は是れ全く且那が妾と自由とせん
の目論みあしと推し友之進不向ひ吾夫へ正直淳直なり姓
賢うて中々聞も恐し火附盗賊をど為べ死者又非を何故
にさやうのいまかゝれ義と仰りるどやと不審なれば友之進曰
我が夫の喜八儀の先般隣郷ある質屋源右門方へ潜入て庖
厨へ火を放ち附く金子三百兩又七五品盗取て逃らるるを
平に袖を掴らまし身と道人と携へ持らる魚庖丁と袖を伐
逃らる袖は是れ有と出と見せ其砌吾家内と改め見らる金
三百兩古つらの中又有り依り火附盗賊又相違はれは
大川越前守殿へ添状と以て送渡しと聞て於梅へ発し

胸塞叔い先達て文と申越まし恋ヶ窪の女郎の更よま
 若主人の為る喜八どの突心と盜賊有し平生に至て正直りて邪
 ろ意へ寸毛も死人の叔もくと歎き顔墮涙と拭々友之進は
 對ひ万乞妻更今日唯今御暇と戴し罪人の妻と御召遣有て
 御役目の障とも相成べくす御暇頂戴と乞ひれば友之進頭と左
 右より吾你と格別不便と加へくすひらる恩と思へ毎並も安心
 有て然るべし決て暇と出たまらきちりつ所も我心は従へしと
 口説ども於梅の中々耳も懸む是非又御暇とつゆ聞く友之進
 大さ腹立て主人は向うて無理又暇と乞更甚不届ちり如何
 様と申候るも暇と出すまらちり殊更你と你と思へて

心と盡し勞慈かどとも我より処と聞入む程又揚へしつ心と
 碎く甲斐もさく連ちり思ひ知らせん淳直も吾心は従へ其
 通達て従へざれば此通りありとつと刀と脱て嚙尾へ突付られ
 ても少も苦もせぬ一心又夫の更も心と免つ追つ碎居殺さば殺
 せ妻と自由せんが為喜八と無失の罪は隨せし又相違を
 夫の敵怨とせゆは何れ又己とれお従へればやと散々悪口雜言
 罵られば友之進堪忍ちりがじと白及と振揚威せども於梅
 は微も騒がば夫喜八も你の手を捕へ命と取りまら活てらひか
 速に妻も共殺せし此恨と死とも吃と思ひまらせんと於
 罵りり友之進の威の為る刀と脱られとも原来殺さるる意

ぢけ多々徳居ちけおほくケル又庵厨いんちゆうより仲間七助なかにちすけより者過刺ものあやまりより主
 人於梅ひとあけと威おど刀やいばと脱ぬて没著めつちやくせりると見て心こころは嘆なげし思おもひ乍
 走り出はしりだて主人しゆじんと者先御待ものまゝみちまち下くだりては唯今ただいまあれはく兼かねる処ところは
 御腹立ごはらだちの段御だんごむさるは去さ下女くだめと手ては入いんとては大様おほさま又威おどし玉たまは
 くの却かへて悪わるし欺あやす如ごとく是こは及およぶは僕わがは御任ごにんせはこれを
 於梅あけ又熟じやくと申聞まをきせ得心こころをさせて御目ごめ懸かんと扱あつかひは友之進ともこのしん
 幸是さいしと汝なんみはて刀やいばと鞘さや又納なり其方そのかた又任まかせはくは働はたらて手ては入い呉
 べは是こは當座とうざの廢美わげびより首尾しゆび能よく調しらひはあが又倍増ばいぞう又廢美
 と遣つかをはべはとは代かへは黄判わうはん三投さんたうと投なげはへは七助しちすけへ有あがはと
 推戴おしおくれは友之進ともこのしん曰いわは万ま一いつ於梅あけ不承知ふじやうちくは支調しぢゆうへはとはその

國金こくごんと取飯とけいとはく吃くらと心得こころえよと令しめしはあはるは外とちへ御廻ごまわり又御越ごえ
 と下役等したやくらうの来きりはるは故友ことも之進のしんへ早速さつそく又用備ようびと廻まわり方かた又出で
 往ゆりは後のちと七助しちすけへ於梅あけ又叫こゑさはるは外とちへ則詮すなはちは家主かみ又身み
 と任まかせは外とちへ則存すなはちはるはまはどは吾われまは取持とりは骨折こつせつ損こらは
 調しらひはるは支しと家主かみ又言いははるは如何いかなるは憂目うれめ又逢人あひも知しるは
 たく唯今ただいま聞きバは你おまえの夫喜八おとこどのは中なも難儀なんぎをはすはよは一寸先いちゆんも
 疾はやく當邸宅とうていとい逃飯にげいるはべは僕わがも云いふは訣くわをはけは逃飯にげいるは此
 外とち又手術しゆじゆ工夫くふうもは疾はやく飯いりはるは僕わがが宿しゆくへ犬懸いぬかが谷やめて忠兵
 工い店てん又於あて糸屋いとや八兵工はちべいといは者ものあり用もちひはるは来きりはるはへと兩人
 共とも又亦またりはりはせ支度しぢゆと七助しちすけへ八兵工はちべいが方かたへ於梅あけハ平兵工

方へと逃飯りたる此趣を聞く平兵工面白く喜八は故
 助る更こそ調らりと飲びたまは吉左門何ゆへかく早速
 助る手段へいふと問われば平兵工曰喜八は罪科ふは趣
 と女房於梅は教へて直訴と致さて首尾よく命を助る
 更案のらち万諸も吾も任せ給へと聞て吉左門飲び然
 宜又頼奉るとありなれば平兵工諾於梅と膝元近く呼を
 一通の歎願書と認決断前へ此願書と携往てつやうくふと
 此願書と捧ぐべしされども假初も主人と對人の願公更をまは
 此方よりつらうさぬえん訴へ難く唯暇と願うべしれども出申
 万乞滞る暇と具候様願ひ奉と書認於梅は持せり平

兵工へ同道と決断所並返すを誘て御門内の勝手とホ々教
 平兵工ハ別まらり
 於謀主家へ出て駕訴及話
 婦人の一心を定る時ハ丈夫も如何もまな難くされば煙艸屋
 喜八が妻の於梅ハ万乞夫を助んとの一心堅固と平兵工は教ら
 通御門内へ開て右の方へ廻りて訴所の庭は蹲俾乍御願申
 上奉と高声といひなれば有司衆何の願う知らんといへとも用
 役附添出べし定法は背てい御取揚をいと御門外へ出よと殿
 一く呵られ門外へ送り出されしうも原来覚悟の於梅須史の間腰
 懸は於休足有て又書物場の庭へ蹲り以前のうくに願われとも送



石ノ門平兵衛



吉左門平兵衛
等二階堂
喜八の助命
願ふ國

石ノ門平兵衛

出されり度両三度及び就て夜に入り関門のりなれば詮方を
 於梅の腰懸て夜を明し居りければ平兵工に竊る忍び食籠
 と携へ来り於梅より子へ夜明まば早朝少令尹様の駕籠より管
 領へ登城のりるべし其初御駕籠の先は躡り願書に差出し御領
 申上ますと平伏をぐべし其時御乗輿の内より何更りると御尋
 りらば夫の難儀御救御慈悲と願上申ますと申上まば此
 初未だ管領家へ御登令へあら以前ちれば腰懸ておと
 仰のてくまゝ此処へ戻りて休足しく相待居べし御下城ありて駕
 訴訟の婦人罷出べしとありて其時願書と役所へ出べしと長
 願書と少令尹様の側は侍座の役人是を讀上らるべし時又定めて

此書附ハ何者が認しと御尋ひて一妾が認ましと申すは
 昨日御門と聞ひしと罷在候時御門前と通行の御侍
 様の御馳込訴訟と御尋有しと然りて御座りまはつと致し
 て宜し御更申し何まゝ聞まゝ申す中御尋申侍りて
 尔々致せと教へられ訴訟と御尋ひ訴訟と何の更
 らるると尋ひしと願書の更なりと仰りしと申すの心得
 まし只願出て口上り申上候と申候へ夫と願の趣相分
 らざる御聞込も申すまはれ其が認遣とべしと仰有て
 御認と戴ましと申上べし然を最早願御聞海りて
 御名君の大川様の更され何更も御仁察らるべしと平兵云

細々と教へ人の見ぬ間と別くこそい飯りける跡は於梅の大さ
 飲んで夜の明ると一時千秋の思ふ待居る程の夜も明て大
 川越前侯の供奉と召誘例のどく登城りりりを見て於謀と
 飛立嬉しと平兵工教らまし通りは出て願々れば扣よとりりて
 其後正午時帰輿の後叫出し有しかば於梅の白洲は出て謹で
 平伏す當番の有司衆訴訟の趣と高き讀上られたる大川侯
 於梅は對ひ其方へ主人は暇と願ども聞入を止め止更と得ど
 訴訟よ及り御意の通兼引られ度々不義を以口説られ候
 得ども夫の有身ゆへ心は任せざるを憤り又と以威し一向暇と
 呉られ申さば主人の威と以無理無躰と慰ましと致されしゆ人

是非あく逃出ての歎願よとんま且し御願申上奉と信ち法
 入りれば越前侯の願面の趣といひ旁聞込へるまも唯今此処
 へ友之進と叫出し此更と糾し尋問及べし其砌尤様の不義
 かまし義覚へましといつて水掛論をり依て休まると對論は
 及べしの證據りりや如何万一證據をり則ハ主人と對人取
 公更よ及而己より勤仕人の方より奈何様の更り共
 主人と對しと無理は暇と乞更不届至極をり何を慥たる
 證據りりやといつと問せられれば於梅謹で對り仰の通
 慥たる證據人これあり候則大懸ヶ谷忠兵工店は於赤屋八兵工
 と申者の方より罷在候七助と申者御召出有て御糾しを

願上奉と申上る又付て有司又命せし御差紙と以直様
 右大懸ろ谷家主忠兵工店又任居有りの糸屋八兵工方又
 七助と御呼出に付早速町役家主附とて白洲へ出る
 一應御尋りのりる処相違なれ趣と申上るを以大川度當
 日ハ賢慮有て七助於梅兩人とも何事もなく此方より呼
 出と追兩人とも家主へ御預仰付られ其日ハ退出又及る

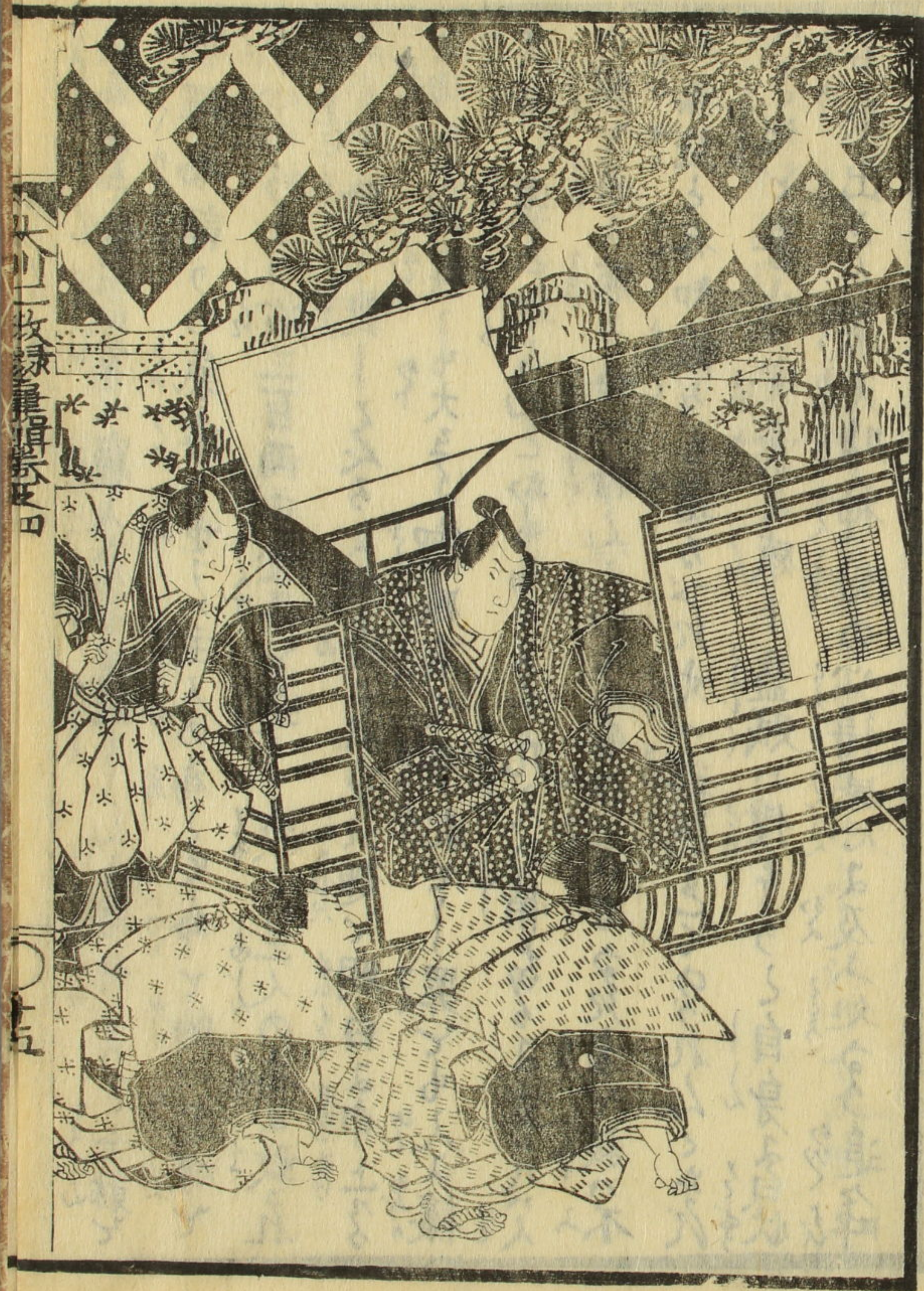
豪盜伊平仁心と喜八を救話

人の性ハ善めと所謂石川五右工門といふ豪賊も幼子と愛
 たり是は世は強盜として町家農夫又眼と懸と諸侯高家
 の館へ竊入て金銀財宝と奪貧民窮士と救剛盜田湖の伊平

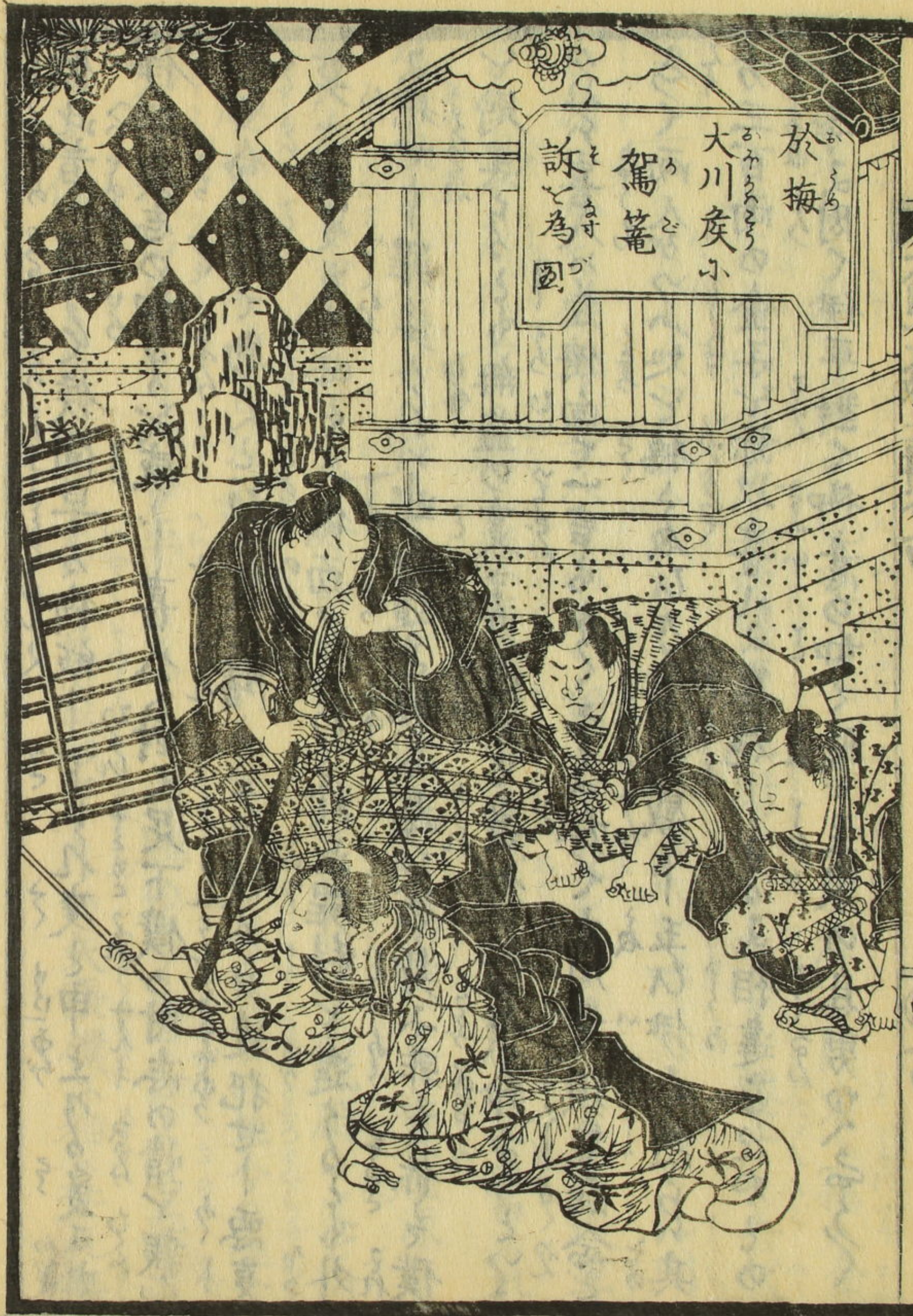
ハ先達扇ヶ谷と名うての大質屋源右工門の火附召捕へられ
 定刑又行るといふ噂と聞て其砌吾其者の志の切ると感
 三百金と施し与へる喜八とやんら吾捕られりと若や
 外は火附の口が有しゆ人の喜八と不審くありあり在る
 八支御吟味嚴しく袖口と切取き夫と證據又捕られ彼金子
 も残らぬ御取上又相成斤山友之進方より添書くと火附盜賊
 相定り評定衆へ言上有て刑罪録は調印相海迹日引廻りの
 由井ヶ濱に於火刑との噂高々れば剛盜伊平忽球惕測隱の思
 罪るれ者と殺さんと一入不便ありりて遂に大川族の廳館へ自分許
 出て僕儀今日追火附十三ヶ所入と殺ると喜九個黄白衣服と

と盗取らる數と覺ど先達て扇ヶ谷質屋源右門方へ竊入金
子三百兩其餘珍器廿五品盜取庖厨へ火と附ら趣一々告状
言上を及りこれ又依り大川疾喜八と叫出させられ則
白洲又於て伊平喜八の兩人と對決又及せられり喜八穿
より出て月代長く延て瘦衰へ手と後へ縛揚られ眼も當られ
ぬ始末より大川疾喜八又對其方儀先般隣郷より質屋源右
門方へ竊入金子三百兩并珍器都合廿五品盜取其上庖厨又火と附
し趣白状又附近日引廻の上火刑又処せらるへ此等の処今日唯今
其科人の出来より此伊平とつら右盜賊のより自分又名乗出
らると仰らるれば喜八否々其盜賊罪人の矢張僕も相違これ無

候此者へ偽り候間早々御飯一下され度と申上りる爰も於
伊平其志の切ると感し喜八又對足下僕が寸志の情と報ん
とて命を捨て助んとりる実心嬉しけれ僕今日追犯せし悪
莫大の責あり必ぞ此儀而已より此罪科と道くるとも外
に犯せし罪多ければ道も道も助るなれ身の身非と依も僕
と貯異らるとも無益の責あり道も道も道がたは僕命ありとつ
たれは喜八の差俯向て一言もきくこと又於て大川疾須更點念と
あて兩人がつゝと聽しぬひらるが甚感し玉ひ伊平然らば其
方三百兩の金子を以て喜八に惠施しつゝ又相違なれやとの
御尋又因て伊平對て御意の如く彼が王家の息男ゆへとつとく



大山政録
大田



於梅
大川 彦小
駕籠
訴と為
因

大山政録
大田

其為今宵當家へ竊入金子を盗らんと存付たりと全骸と
戰揮物語りの氣毒とせし主人の為と命と的の忠魂と
感心のりより右三百兩の金子と遣一疾く主人の為と致れ
よと申諭し渡しとるる又相違これるれ趣と明白と申上る
又依て大川侯も大なる御感有て吾犯せし罪とも入は讓
其身と道と助らんとおもりたる凡人の情あり又喜ハハ人
の罪と吾も蒙り命と捨んとおもりて伊平へ各る死者と殺ハ不
仁無益と存知誰々も道るべし女へ逃隠してのぞれんとを
べき処と喜ハガ実意と感ト盜賊ハ僕をりて自身も白状
名乗出たり奈天晴神妙の心得感心と及ぶ処より追々呼

出し詮儀と及べし其の先々今日ハ扣よとつりて兩賊とも
は穿者も及びたり

近世 大川仁政録彙輯卷之四 終
美談

